

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

空き家情報バンクの物件を改修し社宅として利用される方へ

空き家情報バンクの物件を改修し社宅として利用される方は、条件を満たすと「社宅改修事業補助金」を交付することができます。

社宅改修事業補助金

目的

市内の空き家を有効活用し、定住促進を図るため、事業者が行う社宅等の目的に供す空き家の改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者

空き家情報バンクに登録された物件を市外の従業員の社宅として利用するために改修する事業者
※事業者とは、法人格を有し、市内に事業所を有する団体のことをいいます。
※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

条件

次のすべての条件を満たすこと

- 1 業者により改修を施工すること
- 2 住宅の機能回復又は向上のために行う改築、増築（10㎡以内のものに限る）、修繕、模様替え、設備改善工事であること
エアコン、照明器具の設置等は含まれません。
- 3 社宅改修の費用が200万円を超えていること

補助金額

50万円

※「社宅改修事業補助金」の続き

必要書類

改修後に次の書類の提出が必要です。

- 1 社宅改修事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 2 社宅の売買契約書及び領収書の写し又は賃貸借契約書の写し
- 3 社宅の位置図・平面図（改修工事図面）等
- 4 社宅改修工事着手前及び完成の写真
- 5 社宅の改修費用の内訳が確認できるもの
- 6 社宅の登記簿謄本
- 7 所有者の社宅改修工事承諾書（所有者と賃貸借契約した場合に限る。）
- 8 直近の地方税等納税証明書
- 9 社宅として利用していることが確認できる書類
- 10 社宅へ入居した従業員の住民票の写し

※交付決定後、請求書の提出が必要です。

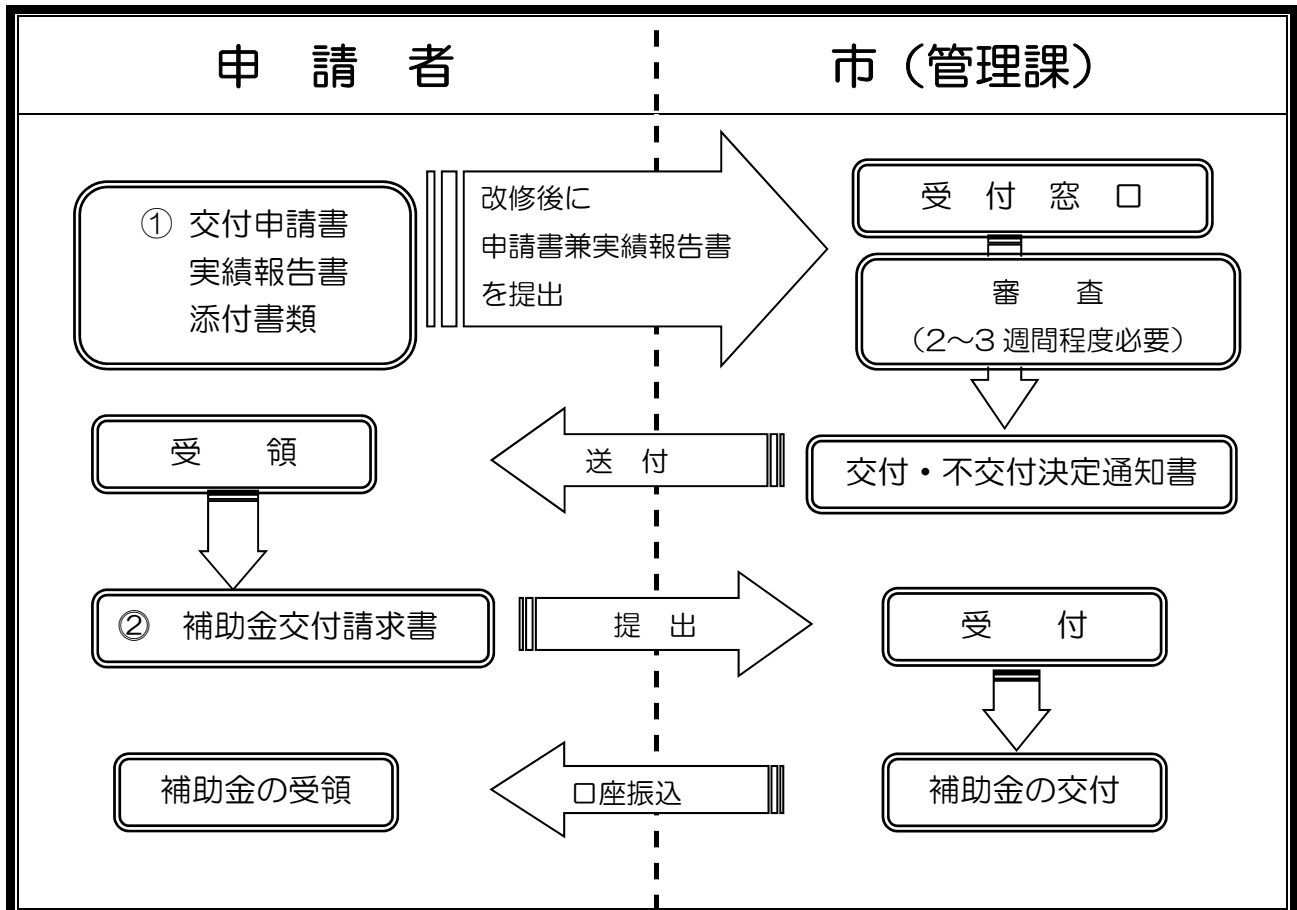
申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL：(0826) 47-1201 Fax (0826) 47-1206

社宅改修事業補助金手続きの流れ



補助金の請求

補助金の決定通知を受けましたら、請求書を記入し安芸高田市建設部管理課に提出してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

【提出書類】

- 1 社宅改修事業補助金交付請求書（様式第4号）

（注）補助金の返還

次の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

この場合において、返還金額は補助金の交付を受けた日から当該事由が生じた日までの期間を5年から減じて得た期間（1年未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）に補助金額の5分の1の額を乗じた額となります。

- 1 交付の日から5年を経過する日までに、社宅とは異なった目的に利用し、補助の対象社宅を取り壊し、又は売却したとき
- 2 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき